



4 . 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

4 - 1 生きる力の育成に向けた教育

<現状と課題>

特別な教育的支援の必要な子どもや、長期欠席・不登校及び帰国・外国人児童生徒等に関する相談が増加し、医療や福祉関係機関との連携が必要なケースが増加しています。その中でも、小学校から中学校へ進学後、不登校やいじめ・学級崩壊等の不適応を起こす生徒が増加しています。そこで、小・中学校9年間を見通した連続性のある取り組みとして「人間関係づくりプログラム(50)」の作成と実施により、その予防に努めています。本市最大の教育課題として取り組んできた「不登校を生じさせない学校づくり」や教育研究所教育支援センター(51)の充実、各学校における取り組みの充実により児童生徒一人ひとりに応じた支援体制が整備され、長期欠席・不登校児童生徒数が減少しており、特に中学校で効果を上げています。

子どもの進路保障と学力向上については、平成19・20年度に実施された全国学力・学習状況調査(52)の結果から、本市の中学生の学力の定着に大きな課題があることが明らかになりました。そこで、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ることを目的として、平成21年度から県・市協働で「中学校学習習慣確立プログラム(53)」に取り組んでいます。また、高知市到達度把握調査(54)を全ての市立小・中学校で実施し、学校・学年の成果や課題、個人の学力の定着状況を明らかにし重点課題の把握に努めています。これらを個々に応じた学習指導の工夫や改善・支援に活かすことにより、全ての子どもの進路保障を目指した基礎学力の定着と向上を図っています。

公共心や公德心など一人ひとりが自らのよりよい生き方やあり方を探求する資質や能力・実践力を育むための道徳教育については、道徳の時間を要とし学校の教育活動全体を通じて人格形成を図るための指導を行っています。また、「知(学力の定着・向上)・徳(豊かな心をはぐくむ教育)・体(すこやかな体づくり)」のバランスのとれた教育を通じて「生きる力」を育むため、生活や学習の基盤となる生活習慣・学習習慣の確率や体験学習等の取り組みを実施しています。

このような子どもを取り巻く教育環境の変化に対応するため、教職員の資質・指導力の向上、授業改革のための意識の向上を目的として、各種研究・調査及び研修会、高知市立学校教職員研修(平成20年度は延べ111講座(281日計画)実施)等の取り組みを行っています。

保育所・幼稚園・小学校の連携のあり方等については、遊びや生活を中心とする小学校就学前の保育・教育から、教科等を中心とした小学校教育への移行を円滑に行うことが求められています。本市では「高知市幼児教育連絡協議会(55)」を設置し、幼稚園・保育所における小学校就学前教育の連携及び小学校への円滑な接続のために、幼稚園・保育所・小学校・行政のそれぞれが連携のあり方等について協議を行い、取り組みを進めています。保育所においては、平成21年度から保育所児童保育要録(56)の作成と小学校への送付が求められており、幼児期から就学にか



かる幼・保と学校との連携強化に取り組んでいます。

< 今後の方向性 >

各学校や関係機関と連携を図り、教育的支援の必要な子どもに対するきめ細かな支援を進めます。子どもたちが「行きたくなる、来たくなる学校」を目指し、義務教育9年間を見通した教育課程の工夫として、「人間関係づくりプログラム」を実施することにより、長期欠席・不登校の予防に努め全国平均出現率を下回るようにするとともに、学力・学習面では授業改革に努め授業研究を充実させ、全国水準を目指します。

また、義務教育9年間の入り口である小学校と保育所・幼稚園等との円滑な接続に努め、子どもたちの健やかな成長と幼児教育の振興と啓発を図ります。

< 主な事業 >

- 社会人権教育推進事業（人権教育課）
- 人権教育指導管理事業（人権教育課）
- 心のふれあい支援事業（教育研究所）
- 幼児教育振興プログラム（学校教育課）
- 不登校対策総合支援事業（教育研究所）
- 不登校・いじめ等対策小中連携事業（教育研究所）
- 教育相談事業（教育研究所）

-
- 50 人間関係づくりプログラム
自己理解・他者理解・信頼体験等の活動をするなかで、よりよい人間関係を築いていくことを目的に、本市で教育課程に位置付けて実施するもの。
 - 51 教育研究所教育支援センター
子どもが安心して自己表現できる居場所として、不登校児童生徒のために設置した適応指導教室のこと。
 - 52 全国学力・学習状況調査
文部科学省が、全国的に子どもたちの学力や学習の状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために平成19年度から実施している調査。
 - 53 中学校学習習慣確立プログラム
平成21年度から高知県・高知市協働で実施している中学生の学習習慣確立のための取り組み。
 - 54 高知市到達度把握調査
本市の児童・生徒の学力向上を図るため、子ども一人ひとりの学習内容の理解度やつまずきの状況を把握し、個々に応じた指導に役立てることを目的として実施する調査。
 - 55 高知市幼児教育連絡協議会
本市における幼児教育の振興と幼稚園・保育所と小学校とのさらなる連携をめざして、平成10年に発足した協議会。
 - 56 保育所児童保育要録
保育所入所している子どもの就学に際し、子どもの育ちを支える資料として、保育所から就学先となる小学校へ送付される書類。



4 - 2 児童・青少年の健全育成

<現状と課題>

近年，子どもたちの携帯電話を巡っては，学校裏サイトやメールによるいじめ，有害サイトの問題等，社会問題化しています。携帯電話の普及率や使用実態を考えると，子どもたちから携帯電話を遠ざけるだけでは，もはや問題を解決できる状況ではありません。子どもたちに携帯電話やインターネットを利用するにあたって守るべきモラルやトラブル回避策，フィルタリング(57)の必要性について適切に指導することが必要です。また，保護者や教職員などの子どもたちに関わる大人が，子どもたちの携帯電話の使用実態やメディア特性，被害の実態を理解することが重要です。児童生徒，教職員，保護者，市民を対象に学習会や研修会を実施していますが，一層の充実を図る必要があります。

青少年健全育成の啓発活動や街頭指導においては，青少年対策推進本部を中心に，青少年育成協議会(58)やPTAと連携しながら，非行防止等を図ってきました。

少年補導センター(59)では，平成 20 年度の街頭補導活動で 450 名を補導し，学校や警察等と連携を図りながら不良行為少年の早期発見・早期指導に努めました。

少年相談「アシスト 119」(60)では86件の相談を受け，さまざまな内容に対しきめ細かな相談活動を行いました。今後も引き続き，家庭裁判所，児童相談所，児童自立支援施設(61)等の関連機関や地区補導委員との連携を一層密にし，地域における連携強化に努めます。

また，少子高齢化，核家族の増加等，社会構造の変化に伴い，社会生活そのものが以前とは大きく変貌し，人間関係が希薄化しています。人と人とのふれあいが非常に乏しくなっていることから，相互学習や交流の場をつくる取り組みとして，職場体験活動や地域の人々との世代間交流を通じて，勤労の喜びや感謝の心，自立心をはぐくむ事業を展開しています。職場体験活動は，中学校のキャリア教育の重要な取り組みとして位置づけられており，より多くの事業所の理解と協力を得て，今後も継続的に実施していくことが望まれます。

<今後の方向性>

引き続き，青少年健全育成の啓発活動や街頭指導による非行防止を図るとともに，地域に密着した青少年健全育成事業を展開していきます。

職場体験活動や世代間交流を通じて，子どもの連帯意識を養い，連携強化と相互理解を深め，地域での新しい交流の場を広げるとともに，子どもと地域とがより密接となるよう関係づくりに努めます。

<主な事業>

街頭補導活動事業(少年補導センター)

少年相談「アシスト 119」事業(少年補導センター)

中学生非行防止ポスター展事業(少年補導センター)

環境浄化活動事業(少年補導センター)



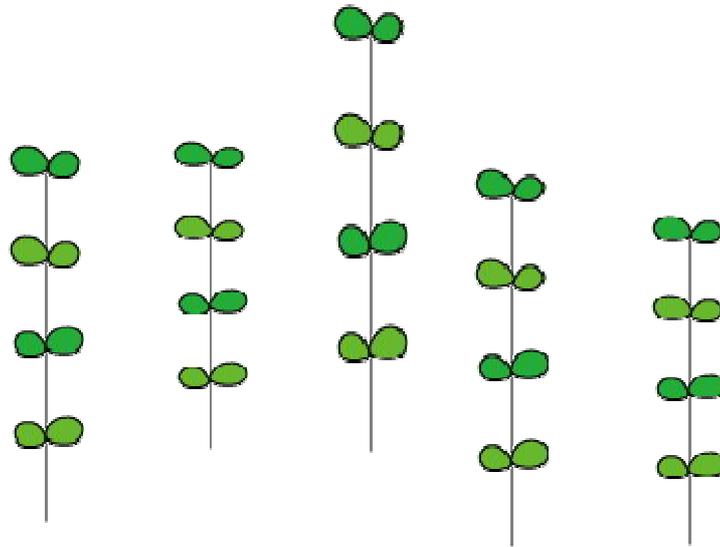
インターネット犯罪から子どもを守る事業（少年補導センター）

青少年健全育成事業（青少年課）

中学生体験活動推進事業（学校教育課）

世代間交流ふれあい事業（生涯学習課）

児童館・集会所子ども会活動（人権教育課）



-
- 57 フィルタリング
有害なサイトにつながることを防ぐためのしくみ。
- 58 青少年育成協議会
市内 43 小学校それぞれで組織され、子どもたちの健全育成のためにいろいろな活動を行っているボランティア組織
- 59 少年補導センター
街頭補導，少年問題に関する相談活動，環境浄化活動等を行い，学校，地区補導委員，関係機関と連携しながら，青少年の健全育成，非行防止に向け，総合的・効果的な育成補導を行う機関。
- 60 少年相談「アシスト 119」
高知市少年補導センター内に設置された夜間専用相談電話。悩みを抱える児童や子育てに悩む保護者からの幅広い分野の相談に応じている。毎週月曜日，火曜日，金曜日（祝祭日・年末年始等は休み）午後 6 時から 9 時まで。電話番号は 088 - 820 - 4119。
- 61 児童自立支援施設
児童福祉法に基づく児童の福祉施設の一つで，不良行為をした児童や将来不良行為をするおそれのある児童，および環境上の理由で生活指導を要する児童を入所または通所により，社会生活に適應するよう指導を行い，その自立を支援することを目的とする施設。



4 - 3 家庭や地域の教育力の向上

<現状と課題>

少子高齢化，核家族化の進行等により，親子間や地域住民とのふれあいが非常に乏しくなっていることから，子どもたちが健やかに育ち，より良い人間関係を築くために，相互学習の場である講座及び教室を開設するなどの取り組みが必要です。

市民図書館では，子どもと絵本のふれあいの場をつくる事業として，絵本の読み聞かせ講座や映画会の実施，図書館見学，学校との連携事業を展開しています。

これらの事業は，乳幼児期から学童期までの幅広い年齢層に対して，言葉の獲得，読書への誘い，創造力を育む取り組みとなっています。しかし，事業としては少しずつ定着してきたものの，参加者数の伸び悩みが今後の課題であり，事業のPR等，広報活動に工夫が必要です。特に，講師を招いての読み聞かせ事業は好評を得ており，今後はさらなる内容の充実を図る必要があります。

図書の配備については，子どもの成長過程に応じた資料提供を望む声が多く，特に調べ学習等の資料提供については，学校現場からの要望が年々増加傾向にあります。学校との連携を強化し，各校のニーズに応じた図書を地域の分館・分室に配備し，子どもの成長過程に応じた図書を提供できる環境の整備が求められています。

ふれあいセンターや文化センター，学校においては，子どもと，保護者や地域が交流を図るための学習を通じ，教育効果の高まりを目指すことを目的として，学校の長期休暇等を利用し，親子のふれあいや共同作業の場づくりを推進しています。

（平成20年度実績：親子ふれあい講座21講座31回実施・延べ参加者数 1,078人，夏休み子ども教室・夏休み親子教室5講座6回実施 延べ参加者数 194人）

開かれた学校づくりの取り組みとしては，地域の有識者等が学校の教育活動に参加し，学校と地域が一体となって，あいさつ運動やボランティア活動，公園遊具等の整備などの取り組みが展開されています。

地域と連携した教育の推進と活動については，「高知市の子どもと教育を考える会」における，地域ぐるみの教育の推進に関する取り組みで，学力向上，いじめ，不登校問題や心身の健康などの教育課題について協議を行い，社会教育関係団体や関係機関との連携を図ることができました。また，教育シニア・ネットワーク（62）による地域や校舎内外の安全パトロール活動等により，他の団体や地域と連携した活動へと広がりを見せ，充実した活動が行われています。教育シニア・ネットワークは，会員の高齢化が今後の課題であり，会員数の少ない地域での活動の充実や，ほかの関係機関との連携が求められています。

芸術・文化活動の推進を図るため，まんが館事業として企画展や市民が親しみをもつ参加型のイベントを開催し，まんが館が子どもにとって身近な施設となる事業を実現しました。まんが館は，まんが文化の情報発信拠点として位置づけられており，寄贈資料整理をはじめ，さらなる資料の収集や保存・整理，研究の充実が必要です。また，親子向けに，文化財施設を利用した朗読会を年2回実施し，文化財に親しむ機会を提供しています。



スポーツ・レクリエーション活動の推進については、スポーツ少年団の育成や運動部活動等の推進のため、各研修会・認定員育成養成講習会の実施、交歓大会や少年野球教室等の実施、大会・強化合宿補助等を行うことにより、選手の育成やスポーツの振興、競技力の向上を図る取り組みを行っています。子どもの体力低下を真摯にとらえ、身体・精神両面の基礎体力の強化と、時代のニーズに即応した指導者や母集団の啓発を図る必要があります。

< 今後の方向性 >

市民図書館の取り組みとして、学校との連携強化のための事業の検討を行うとともに、「高知市こども読書活動推進計画」を進めます。

子どもと保護者や地域が交流をすすめるための学習を通じて、教育効果の高揚を目指し、相互学習の場である講座の実施及び教室の開設を行い、共同作業の場づくりを推進します。

家庭や地域社会との連携強化を図るとともに、子どもの安全を守る活動の実施や学校の支援を進めます。

芸術・文化活動の推進を図るため、まんが文化の振興や情報発信、子どもから大人まで楽しめる参加型イベントの実施とその充実に努めるとともに、幅広い伝統文化に親しむ機会を提供します。

スポーツ・レクリエーション活動の推進については、子どもたちがのびのびとスポーツやレクリエーション活動に取り組むことにより、体力向上や健康増進にとどまらず、それぞれが得意な分野で活躍できるよう、継続して支援していきます。

< 主な事業 >

ちいさい人たちのための絵本とお話にであう会（市民図書館）

日曜こども童話教室（市民図書館）

職場体験・図書館見学受入事業（市民図書館）

親子ふれあいの場づくり（生涯学習課）

学校施設開放推進事業（生涯学習課）

地域学級・講座開設事業（生涯学習課）

開かれた学校づくり（学校教育課）

教育シニア・ネットワーク推進事業（学校教育課）

まんが館事業（生涯学習課）

文化財保存活用事業（生涯学習課）

スポーツ少年団活動（スポーツ振興課）

運動部活動等推進事業（学校教育課）



5 . 雇用・就労の支援等子育て支援環境の整備

5 - 1 保育サービスの充実

<現状と課題>

本市の通常保育事業は、平成21年度当初86箇所、定員9,305名で実施しています。待機児童は、平成17年度139名、平成18年度118名と100名を超えていましたが、保育所入所定員の弾力化の実施及び定員の見直し、保育所の計画的な整備（増改築）の推進による定員の拡大、低年齢児（0～2歳児）の受入枠拡大の等の取組みにより、平成21年度には43名まで減少しました。しかしながら、女性の社会進出や就労形態の多様化を背景に、低年齢児を中心に待機児童の解消にまでは至っていない状況にあります。

なお、へき地の児童の福祉を増進させるため、高知市へき地保育所条例に基づき、へき地保育所を3か所設置しています。

家庭環境や保育を実施するうえで配慮が必要とされる児童や家庭への支援を行うため、該当児童が多く入所している保育所（平成21年度：30か所）に対して家庭支援推進加配保育士（63）を配置し、家庭環境に対する配慮や人権を大切にする心を育てる保育を推進しています。

また、保育所などに在籍している子どもで、病気の回復期にあるが、感染等の恐れから集団生活が難しく、保護者の勤務等の都合で家庭保育が困難な場合に、医療機関や保育所に併設された施設で、保育士や看護師が医師との連携を図りながら一時的に預かり保育を行っています。この病後児保育（65）の現在の実施機関は、医療機関併設施設2か所、保育所併設施設1か所となっています。

<今後の方向性>

保育所の選択及び適正な運営の確保に資するよう、保育サービスの情報提供に積極的に取り組むとともに、利用者等からの苦情への対応、利用者の立場に立った良質な保育サービスの提供に向け、第三者評価事業（64）の導入を検討します。

また、施設の老朽化が進んでいることから、保育所の増改築に取り組むとともに定員増を行います。特に0～2歳の低年齢児について、受け入れ可能数の拡大を図ります。

家庭環境や保育を行う上で配慮が必要とされる児童や家庭への支援については、全ての子どもの育ちを社会全体で応援していく考えに立ち、家庭や関係機関と連携を図りながら、継続的に取り組むとともに、家庭環境や発育状況に配慮した、よりきめ細やかな保育の推進をしていきます。

病後児保育については、平成21年1月に実施した高知市次世代育成支援に関するニーズ調査で得られた結果も踏まえて、実施箇所の拡大に向けて検討を行います。

また、夜間保育については、先進事例等も踏まえ、研究してまいります。



< 主な事業 >

- 待機児童解消対策（保育課）
- 低年齢児保育の充実（保育課）
- 家庭支援推進保育事業（保育課）
- 第三者評価事業の導入検討（保育課）
- 病後児保育事業（子育て支援課）
- へき地保育所（保育課）

-
- 63 家庭支援推進加配保育士
家庭環境や保育を行う上で、配慮が必要とされる子どもと家庭に対し、きめ細やかな保育の推進や充実を図り、人権を大切にする保育を推進する役割を果たすための保育士。
 - 64 第三者評価事業
事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。
 - 65 病後児保育
病気の回復期などにあるお子さんを、仕事等の都合によって家庭で保育できない保護者に代わって、市が委託している医療機関等に併設された施設で、保育士と看護師が医師と連携を図りながら一時的にお預かりする事業。



5 - 2 放課後・休日等の支援

<現状と課題>

就労形態の多様化や共働き世帯の増加等による保育時間の延長，緊急時における保育等，多様なニーズに対応する保育サービスの充実が求められています。これまでも延長・早出居残り保育，土曜日午後保育等の推進・拡大を進め，一定の成果をあげてきました。

早出居残り保育は全保育所で実施するとともに，延長保育については，平成20年度には44保育所で実施しています。休日保育については，試行的実施を検討しているものの，保育士の確保等の問題があり実施に至っていません。

また，幼稚園においても，幼児教育の場としての機能のみでなく，共働き世帯等への支援として通常保育時間以外の預かり保育や早朝保育を全幼稚園で行っています。

小学校の放課後児童クラブについては，平成20年度から待機児童解消に向けた重点的な取り組みを実施し，平成21年度当初には66か所，定員 3,903 人となり，待機児童をほぼ解消することができました。

<今後の方向性>

就労形態の多様化等により，保育時間延長のニーズは年々高まってきています。延長・早出居残り保育，土曜日午後保育については，保育ニーズの推移を踏まえながら継続して実施していきます。

現段階で実施に至っていない休日保育については，モデル園で試行的に実施し，その成果を踏まえて，拡大に向けた検討を行います。

小学校の放課後児童クラブについては，今後も引き続き，待機児童ゼロの取り組みを継続するとともに，利用者ニーズを踏まえ，制度内容の一層の充実に努めます。

<主な事業>

延長・早出居残り保育事業（保育課）

土曜日午後保育，休日保育事業（保育課）

放課後児童クラブ・放課後子ども教室事業（青少年課）



5 - 3 子育てしやすい就労環境づくり

<現状と課題>

本市の産業構造は、事業所数、従業員数の約8割が小売・飲食・サービス業などの第3次産業を中心とした産業構造となっています。このような産業構造は景気に大変影響を受けやすく、昨今の景気の低迷などにより、若者の失業者やフリーターを増加させる要因となっています。また、所得の減少により、将来への不安から結婚を先送りする若者が増えたり、子育てと就労の困難さや負担感を強いることになり、子どもを生まないことを選択したり就労をあきらめたりすることが多くなってきています。

また、経営環境の悪化により、企業は経営効率の追求を余儀なくされることに加え、顧客ニーズの多様化への対応を求められることなどから、長時間労働者やフリーターなどの非正規社員が増加する傾向にあるなど労働者が2極化しており、それぞれに家庭を営む上での困難な問題が顕在化しています。

このように労働環境が変化してくる中で、男女に関係なく、育児や介護などの家庭生活や地域活動、学習など、労働者が自分の生活の状況に合わせた職業生活が営めるよう、効率的な働き方や柔軟な働き方ができる環境を整えることが企業にとっても働く人にとっても重要となってきます。

「高知市次世代育成支援に関するニーズ調査」によると、小学校低学年の児童を持つ母親のうち7割以上がフルタイムやパート・アルバイトで就労しており、共働き家庭も多い状況です。また、子どもが病気やけがの時の対処方法においても、母親が仕事を休んで対処することが最も多い状況などから、就労する母親にとって負担が大きいことがうかがわれます。

<今後の方向性>

若年者が結婚・出産を安心して行うためには、経済的自立が必要とされます。そのための環境づくりとして、雇用の場を確保するための地場産業振興や企業誘致の推進はもとより、就職支援活動を通じて職業観の醸成や就職力の向上を展開します。

次に、仕事と生活を調和させることで、働く人が仕事上の責任と仕事以外の生活でやりたいこと、やらなければならないことの両者を無理なく実現できるワーク・ライフ・バランスの概念を、国・県と連携して普及・推進します。

このような中で、子育てする親の就労環境を改善し、子どもにとってより良い環境となるように取り組みます。そのためには『男女を問わず』育児休暇制度等、仕事と子育てを両立するための制度を取得しやすい職場環境づくりを支援します。

また、労働時間の短縮や弾力化など、子育てしやすい就労環境の実現を目指し、市内企業等に対して法制度の普及啓発に取り組みます。

<主な事業>

就職応援セミナー（産業政策課）

無料職業紹介事業（産業政策課）



妊娠出産しても安心して働ける環境づくり（産業政策課）

事業主行動計画の推進（産業政策課）

男女共同参画推進のための広報・啓発活動（男女共同参画課）



5 - 4 次代の子育て支援環境の整備に向けた研究等

<現状と課題>

保育所の選択及び適正な運営の確保に資するよう、情報公開の推進，第三者評価事業導入の検討，苦情解決体制の整備等，利用者が安心して保育サービスを利用できるような仕組みが求められています。

市立保育所については，平成20年度に市立保育所あり方等に関する検討委員会を立ち上げ，平成21年3月に検討委員会からの答申を受け，議会行財政改革特別委員会にも示されたとおり，一定の統廃合及び民営化の方針が打ち出されました。

幼保一元化(66)について，小学校就学前の子どもに保育・教育を提供し，地域における子育て支援を行うため，幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合施設(認定こども園(67))への推進が求められています。

<今後の方向性>

保育所の情報が保護者に十分に提供され，これに基づいて保護者が保育所を選択することが可能となるよう情報を提供するとともに，苦情解決体制の整備等をすすめていきます。

市立保育所の再配置については，検討委員会の答申をもとに，保育ニーズ等の変化，地域における児童数の推移等を勘案しながら，市立保育所の統廃合及び一部民営化を推進し，再配置を行います。

幼保一元化について，幼稚園を中心に認定こども園への移行が進み始めており，小学校就学前の子どもの保育・教育，地域における子育て支援の観点から，県と連携しながらすすめていきます。また，窓口の一元化については，今後の検討課題と考えています。

また，保育所・幼稚園をはじめ，地域やNPO等との協働も視野に入れ，幅広いニーズに対応できるような，新たな子育て支援サービスについて研究・検討していきます。

<主な事業>

情報公開の推進(保育課)

第三者評価事業の導入検討(保育課)(再掲)

苦情解決体制の整備(保育課)

市立保育所の再配置等(統廃合及び一部民営化)(保育課)

幼保一元化(保育課・学校教育課)

子ども家庭支援センター事業(子育て支援課)(再掲)



66 幼保一元化

幼稚園は教育施設として、保育所は児童福祉施設として、それぞれ根拠となる法律、国が示す設置基準の範囲内で、異なった目的や機能を持つ別々の施設として運営されてきたが、少子化や核家族の進行、女性の社会進出の拡大など、近年の社会構造・就業構造の変化を受け、小学校就学前の教育・保育を一体として捉えた取り組みを進められることが求められてきていることから、乳児から幼児、児童までの一貫した教育・保育を実施することや子育て支援及び女性の自立支援などの推進を図ろうとするもの。

67 認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）と地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設。近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために、平成 18 年 10 月より開始された制度。この制度の推進により、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能となる、育児不安の大きい家庭への支援を含む地域子育て支援が充実するなどの効果が期待されている。



5 - 5 家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進

<現状と課題>

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されてから10年が経過し、この間、国や地方公共団体においてさまざまな男女共同参画に関する取り組みが行われてきました。全国の自治体における男女共同参画に関する条例の制定率、基本計画の策定率は、ともに上昇してきています。

本市においても、平成17年4月に「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」を制定し、平成12年策定の旧推進プランを条例に掲げる基本理念に基づき見直し、平成18年3月に「高知市男女共同参画推進プラン 2006」を策定しました。

近年では、行政のみならず、企業や大学、地域活動において中心的な役割を果たすNPO等、さまざまな組織が男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを行っています。

平成21年度に実施した「男女のライフスタイルに関する意識調査」の結果等をふまえ、内閣府がまとめた男女共同参画に関する現状は以下のとおりです。

政策・方針決定過程における女性参画の割合は緩やかに上昇。

共働きが増加傾向にあり、子どもができて継続就業を望む女性が増加。

一般労働者における賃金の男女間格差は、長期的には縮小傾向にあるが、依然として大きい(男性100に対して女性69)。

民間企業管理職に占める女性の割合は、緩やかに上昇しているものの、上位職になるほど低い。

女性及び若年層を中心として非正規雇用者が急速に増加。

家事分担は依然として妻に偏っている。

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、賛成と反対がほぼ同数。

子育て世代の男性は、家事・育児・介護への参画を必要だと感じている。育児休暇や短時間勤務の制度を使いたいと考えている男性は3割に上るが、実際の利用率は極めて低い。

<今後の方向性>

「家事は女性の仕事」「組織の代表は男性」等の性別役割分担意識は、時代とともに変化してきているものの、いまだに根強く残っており、男女間・世代間の意識の差が大きいなか、こうした意識の差に配慮しつつ、特に若い世代や男性が、男女共同参画の重要性を認識し、意識が変わっていくよう啓発の仕方を工夫していく必要があります。広報や講演会、各種講座の開催等を通じ、男女共同参画推進のための広報・啓発・情報提供に努めていきます。

こうち男女共同参画センターでの、女性のための一般相談・専門相談(法律・こころ・健康)、男性のための悩み相談など、各種相談事業を推進していきます。

また、近年社会問題化しているドメスティック・バイオレンス(DV)(68)は人権を著しく侵害するものであり、子育て環境に重大な影響を及ぼします。相談窓



口としての機能を充実させ、高知県女性相談支援センター(69)等との連携を深めます。

ワーク・ライフ・バランスについては、「出産・子育て期の女性」を中心とした「仕事と家庭の両立」から、「男性も女性も、あらゆる世代、あらゆる分野にわたる人へ」対象が広がるとともに、「仕事・家庭生活・地域活動・自己啓発・休養等の多様な活動と、生活のあらゆる側面との調和をはかるもの」として、考え方が大きく展開しました。このような考え方は、「男女共に家庭や社会を担い、一人ひとりの能力・個性を十分に活かす」という男女共同参画の視点からも重要であるため、いろいろな機会をとらえ、市民に対しこれらの理念の普及・啓発を行っていきます。

< 主な事業 >

高知市男女共同参画推進プラン 2006 参照

-
- 68 ドメスティック・バイオレンス(DV)
明確な定義はないが、一般的には、配偶者、恋人等、親密な関係にある又は親密な関係にあった男女間における、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- 69 高知県女性相談支援センター
配偶者等からの暴力など、女性の抱えるさまざまな問題について相談に応じる高知県の相談機関。配偶者暴力相談支援センターとして、一時的な保護や自立に向けたさまざまな支援も行う。



6. 子どもを育成するのに適した居住環境の確保

6 - 1 公共建築物，道路交通環境の整備

<現状と課題>

居住環境，道路交通環境等は，子どもの健全な成長に大きな影響を与えるため，良質な環境の確保が求められています。

「オムツ替えのスペースや授乳スペースの不足」，「建物や道路の構造がベビーカーでの移動に配慮されていない」など，子どもや子ども連れの家族，妊産婦にとって，利用しやすい施設や道路などが，まだまだ少ない状況です。子育て中の人に限らず高齢者や障害者を含むすべての人々が，地域において安全で快適に生活できる環境整備が必要です。

平成9年4月，高知県は誰もが住みよいまちづくりを実現するため「ひとにやさしいまちづくり条例」(以下，「ひとまち条例」)を施行しました。

ひとまち条例では，人の移動に配慮が必要な場所ごとに，安全かつ快適に利用できる基準を示し，建物の新築時等に，この基準を満たすよう求めています。本市においても，ひとまち条例に基づいたまちづくりを進めており，不特定多数の市民が利用する一定規模以上の建築物に対しては条例に定められた項目について整備計画の適合性審査を行い，誰もが安全かつ快適に利用できる施設を目指して関係者等に対し指導・助言を行ってきました。また，道路の整備については，「高知市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき歩道の段差整備や，視覚障害者誘導用ブロック(視覚障害者誘導シート)の設置を行っています。

平成21年1月に実施した高知市次世代育成支援に関するニーズ調査では「子どもが安心して楽しく遊べる安全な公園や広場の整備」を求める声が多く寄せられました。公園整備については，この5年間(平成17～21年度)に21の公園において多目的トイレや手すりの設置，段差の解消などを行ってきました。しかし，本市が管理する700程の公園の多くはバリアフリー化されておらず，今後の対応が必要とされています。

近年，離婚の増加などにより，ひとり親世帯が増え，住宅確保のための経済的配慮が求められています。市営住宅の整備にあたっては，バリアフリー化等安全に配慮した設計を行うとともに，母子世帯向けや多子世帯向けといった募集区分を設定し，子育て家庭の住宅の確保に努めています。

<今後の方向性>

ひとまち条例については，平成18年12月に施行されたバリアフリー新法(高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)との整合性や社会状況の変化等により，現在，条例の基準の見直しが行われています。今後も，条例に基づいた審査を行い，使う人誰にとってもやさしい建築物が増えるよう，バリアフリーの普及・啓発に取り組みます。

道路交通環境については，現在進めている「高知市交通バリアフリー道路特定事



業計画」に基づき事業進捗を図るため、予算確保に努め引き続きバリアフリーを推進します。また、バリアフリー新法に基づく基本構想の作成については、平成22年度までの整備進捗状況を見ながら検討していきます。

公園についてもバリアフリー新法により、新設時等の都市公園施設のバリアフリー化が義務化され、また既設の公園施設についても、バリアフリー化が努力義務となりました。財政的に厳しい状況にはありますが、限られた予算の中で可能な限りバリアフリー化を進めていきます。また、遊具の整備についても検討を進めます。

市営住宅については、平成22年度以降に建替えを行う住宅に関しても可能な限りバリアフリー化等安全に配慮した設計を行うとともに、引き続き母子・多子世帯向け住宅の確保を図ります。

< 主な事業 >

ひとまち条例に基づく審査（建築指導課・元気いきがい課）

高知市交通バリアフリー基本構想（都市計画課）

高知市交通バリアフリー道路特定事業（道路維持課）

街路整備事業（道路建設課）

公園遊園整備改良事業（みどり課）

市営住宅整備事業（住宅課）



6 - 2 安全・安心のまちづくり

<現状と課題>

本市では、昭和47年から交通安全教育指導員を配置し、交通安全に関する知識（ルール、マナー等）の普及と交通安全意識の高揚を図ってきました。交通安全教育は、特に児童に重点をおき、保育所、幼稚園、学校と連携を図りながら、校区交通安全会議、交通安全指導員、警察等関係機関の協力を得て、子どもたちの交通安全意識の向上に向けて取り組んでいます。チャイルドシートの着用推進については、春と秋の全国交通安全運動等を通して「シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」について啓発を行ってきましたが、高知県のチャイルドシート着用率は、平成20年55.5%、平成21年58.9%（警察庁・JAF調べ）にとどまっており、さらなる着用の推進が必要です。道路整備においても、交通事故防止のための道路照明や転落防止柵、道路反射鏡、区画線の設置を行い、誰もが安心して通行できる道路環境の整備を図っています。

防災については、地震発生の際の児童生徒の安全確保と避難所としての機能確保のため、旧耐震基準で建築された保育所、幼稚園、学校等の施設の耐震診断を行い、耐震性が不足する施設の改築工事や補強工事を行っています。しかしながら、厳しい財政状況により財源の確保が大きな課題となっています。また、施設内の家具の転倒防止対策やガラス等の飛散防止対策も今後の課題となっています。一方ソフト面においては、各施設での防災学習等の取り組みによる防災意識や知識の向上、また、地域の自主防災組織等と連携した各種訓練の実施あるいは参加により、子どもの防災力の向上に取り組んでいます。

<今後の方向性>

子どもを交通事故から守るため、市民一人ひとりが交通安全のルールを正しく理解し、マナーが向上するよう、今後も保育所、幼稚園、学校における交通安全教育を推進するとともに、各学校や地域における交通安全指導や啓発、通学路の安全点検等に取り組めます。また、地域から要望の多い道路照明や転落防止柵、道路反射鏡、区画線の設置等、交通安全施設について、今後も効率的な整備を図っていきます。

防災対策については、家屋・施設等の耐震化の必要性について広く啓発していきます。地震発生時の児童生徒の安全と避難所としての機能を確保するために、学校施設等については、耐震診断を行い、特に耐震性の低い施設から優先的に耐震化を進めます。併せて施設内の家具の転倒防止対策やガラス等の飛散防止対策を進めます。

ソフト面については、各施設での防災学習等の取り組みの拡充を図り、さらなる防災意識や知識の向上に努めます。学校と地域の自主防災組織等が連携して訓練等を実施できるよう、各地域での連携強化を推進し、地域防災力の向上を図ります。

子どもたちを守る防犯活動については、青少年育成協議会による通学路や遊び場などの安全パトロールや少年補導センターによる街頭補導活動など、警察や地域の



関係団体と連携を取りながら取り組みを続けていきます。

< 主な事業 >

交通安全活動の推進（交通安全課）

交通安全施設整備事業（道路維持課）

学校等施設整備事業の推進（保育課・教育委員会総務課）

自主防災組織育成強化事業（危機管理室）

青少年健全育成事業（青少年課）(再掲)

街頭補導活動事業（少年補導センター）(再掲)